

南部市場売買参加章及び売買参加補助章取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市地方卸売市場業務条例施行規則（平成19年川崎市規則第1号。以下「規則」という。）第25条及び第34条の規定に基づき、川崎市地方卸売市場南部市場における売買参加章及び売買参加補助章の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(売買参加補助章及び売買参加補助章の交付)

第2条 市長が規則第25条第1項の規定に基づき仲卸業者及び規則第34条第1項の規定に基づき売買参加者に交付する売買参加章の枚数は1枚とする。

2 市長は前条の申請内容に基づき、効率的な取引を確保する必要があると認められる場合は、売買参加補助章を交付するものとする。

3 売買参加補助章の交付を受けた仲卸業者又は売買参加者は、売買参加補助章を使用する者（以下「売買参加補助者」という。）の取引等の行為に関する責任の一切を負うものとする。

(売買参加補助章の交付申請)

第3条 規則第25条第2項の規定に基づき売買参加補助章の交付を受けようとする仲卸業者及び規則第34条第2項の規定に基づき売買参加補助章の交付を受けようとする売買参加者は、売買参加補助章交付申請書（第1号様式）を、市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

(売買参加章及び売買参加補助章の仕様等)

第4条 売買参加章及び売買参加補助章の仕様等は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 青果部における売買参加章および売買参加補助章は、白色地に黒で表記する。
- (2) 水産物部における売買参加章および売買参加補助章は、青色地に白で表記する。
- (3) 花き部における売買参加章および売買参加補助章は、黄色地に黒で表記する。
- (4) 前3号の売買参加章および売買参加補助章の仕様は、規則に定める第14号様式及び第15号様式とし、材質はアクリル等で厚さ2ミリメートルとする。

(売買参加補助者の変更)

第5条 売買参加補助者を変更する仲卸業者又は売買参加者は、売買参加補助者変更届出書（第3号様式）及び第3条第2項各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(売買参加章及び売買参加補助章の再交付)

第6条 仲卸業者又は売買参加者は、交付された売買参加章又は売買参加補助章を紛失し、損傷し、又は汚染したときは、売買参加章（売買参加補助章）再交付申請書（第4号様式）を市長に提出し、売買参加章又は売買参加補助章の再交付を受けることができる。

2 売買参加章又は売買参加補助章の再交付は、実費弁償とする。

(臨時売買参加章)

第7条 市長は、仲卸業者又は売買参加者が前条第1項の規定により新たな売買参加章を再交付されるまでの間、当該仲卸業者又は売買参加者に臨時売買参加章を貸与することができる。

2 臨時売買参加章を必要とする仲卸業者及び売買参加者は、臨時売買参加章借用

申請書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

3 臨時売買参加章の仕様等は、第4条第4号を準用するものとし、赤色地に白で表記するものとする。

4 仲卸業者及び売買参加者は、売買参加章の再交付を受けたときは、直ちに臨時売買参加章を市長に返還しなければならない。

（売買参加章等の返還）

第8条 仲卸業者は規則第26条の規定により、売買参加者は規則第36条の規定により、その資格を失ったとき又は卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、売買参加章を遅滞なく市長に返還しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、売買参加補助章を必要としなくなったときは、売買参加補助章を添えて、売買参加補助章返還届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（売買参加章の取扱）

第9条 売買参加章及び売買参加補助章は、自己の責任において、善良な管理のもとに保管しなければならない。

（その他）

第10条 この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

（関連要領の廃止）

2 南部市場青果部売買参加章及び売買参加補助章交付取扱要領は、廃止する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式

売買参加補助章交付申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

部 類.....部

売買参加章番号.....—.....

商 号.....

氏名又は名称

南部市場売買参加章及び売買参加補助章取扱要領第 3 条第 1 項の規定により、売買参加補助章の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 理 由	
売買参加補助者の氏名	
補 助 章 の 必 要 枚 数	枚

第2号様式

誓 約 書

川崎市地方卸売市場南部市場において、次の売買参加補助者に対し、関係諸法規を遵守させるとともに、その取引等の行為に関する責任の一切を負うことを誓約いたします。

なお、売買参加補助者に川崎市地方卸売市場業務条例及び関連規程に違反した事実があった場合は、相当の処分を受けても異議のないことを申し添えます。

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

部.....類.....部

売 買 参 加 章 番 号..... —

商.....号.....

氏 名 又 は 名 称.....

代 表 者 名.....

売買参加補助者氏名.....(※)

.....(※)

.....(※)

※署名をしてください。

第 3 号様式

売買参加補助者変更届出書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

部 類.....

売買参加章番号.....—

商 号.....

氏名又は名称

南部市場売買参加章及び売買参加補助章取扱要領第 5 条の規定により、
次の者に売買参加補助章を使用させますので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

新	旧
氏 名	氏 名

第 4 号様式

売買参加章（売買参加補助章）再交付申請書

.....年.....月.....日

（宛先）川崎市長

部 類.....部

売買参加章番号.....—.....

商 号.....

氏名又は名称

南部市場売買参加章及び売買参加補助章取扱要領第 6 条第 1 項の規定により、売買参加章（売買参加補助章）の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

再交付枚数 売買参加章 枚

 売買参加補助章 枚

申請理由

紛失・破損・その他（.....）

第 5 号様式

臨時売買参加章借用申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

部 類.....部

売買参加章番号.....—

商 号.....

氏名又は名称

南部市場売買参加章及び売買参加補助章取扱要領第 7 条第 2 項の規定により、臨時売買参加章を借用したいので、申請します。

借用を受ける臨時売買参加章枚数枚

※貸出した臨時売買参加章番号.....—

※貸出した臨時売買参加章番号は、開設者が記入します。

第 6 号様式

売買参加章（売買参加補助章）返還届

.....年.....月.....日

（宛先）川崎市長

部 類.....部

売買参加章番号.....—.....

商 号.....

氏名又は名称

南部市場売買参加章及び売買参加補助章取扱要領第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり返還します。

売買参加章返還枚数 1.....枚

売買参加補助章返還枚数 枚